# 第64回 税理士試験 住民税

#### ●はじめに

猛暑あり、豪雨ありと、全国的に不順な天候のなかでの受験、お疲れ様でした。今年度の出題は、第一問(理論・50点)は、所得税法的な出題で、解答ボリュームはやや少なく、第二問(計算・50点)は、住民税の平易な計算ではありましたが、解答ボリュームが多く、意外と計算で時間を費やす方が多かったと思います。

理論の出題が、予想した住民税の重要理論からの出題でなかったのが残念です。しかし、計算的に理解していれば、何とか書ける理論(全項目ではありませんが…)ですので、粘りに粘って書いていただきたい内容でした。

# Z-64-I [第一問] 解 答

問1 個人住民税の扶養控除に関し、その意義及び制度の概要について述べなさい。

### 1. 意 義 -1点-

所得割の納税義務者が扶養親族を有する場合の最低生活費の配慮から設けられている。

# 2. 扶養控除額 -5点-

道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が控除対象扶養親族を有する場合には、その者の前年の所得について算定した総所得金額等の課税標準から各控除対象扶養親族につき33万円(その者が特定扶養親族である場合には45万円、老人扶養親族である場合には38万円、同居直系尊属である老人扶養親族である場合には45万円)を控除するものとする。

## 3. 扶養親族の意義 -10点-

- (1) 扶養親族とは住民税の所得割の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法の 規定により里親に委託された児童及び老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人でその納税義務者 と生計を一にするもの(青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当する ものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者をいう。 4
  - (注) 合計所得金額とは損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合における課税標準の合計額をいう。

1

(2) 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。 1

- (3) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の者をいう。 1
- (4) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち年齢70才以上の者をいう。 1
- (5) 同居直系尊属である老人扶養親族とは、老人扶養親族のうち納税義務者又はその者の配偶者の直系尊属でかっ、その納税義務者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている者をいう。[2]

#### 4. 扶養親族の判定の時期 -3点-

その者が住民税の納税義務者の老人扶養親族又はその他の扶養親族に該当するかどうかの判定は前年12月31日 (前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡時)の現況による。

-1-

### 5. 2以上の納税義務者がある場合の扶養親族の帰属 -3点-

2以上の住民税の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、これらの納税義務者の提出 するその年度分の住民税の申告書等に記載されたところによるなど、これらの納税義務者のうちいずれか一の納 税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

#### 6. 控除の順序 - 3点-

- (1) 雑損控除と他の所得控除とを行う場合には、まず雑損控除から行う。 1
- (2) 扶養控除は,総所得金額,短期譲渡所得の金額,長期譲渡所得の金額,上場株式等に係る配当所得の金額,株式等に係る譲渡所得等の金額,先物取引に係る雑所得等の金額,山林所得金額又は退職所得金額(「課税標準」という。)から順次控除する。[2]

問2 個人住民税の所得割の外国税額控除に関し、所得税の外国税額控除との関連に留意しつつ、その意義及び 概要について述べなさい。

.....

#### 1. 意 義 - 2点-

所得割の納税義務者が外国の法令によって、外国に源泉のある所得に対して所得税及び住民税に相当する外国 の所得税等が課税された場合の、同一所得に対する国際間の二重課税を排除するために設けられている。

#### 2. 内 容 -11点-

(1) 道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税(以下「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税の控除限度額を超える額があるときは、次に掲げる(2)の金額を限度として当該超える金額をその者の寄附金税額控除までの税額控除適用後所得割の額から控除するものとする。[8]

### (2) 控除限度額

- ① 道府県民税……所得税控除限度額(以下「A」とする。)に12%を乗じて得た金額
- ② 市町村民税……「A」に18%を乗じて得た金額 3

# 3. 繰越控除等 - 7点-

- (1) その年において控除限度超過額又は控除余裕額が生じた場合は、その前年以前3年内の控除余裕額又は控除 限度超過額の申告を要件に一定の範囲内で控除する。[2]
- (2) 前年度以前3年度内の各年度における所得割額の計算上控除することとされた外国の所得税等の額のうち、 当該所得割額を超えることとなるため控除することができなかった額で前年度以前の年度の所得割について控 除されなかった部分の額は、当該納税義務者の所得割の額から控除するものとする。 4
- (3) この規定は、所得税の適用する年度の翌年度分の所得割の額について適用する。 1

## 4. 申告要件 -2点-

この規定は、住民税の申告書に控除に関する明細書を添付し、記載された金額を限度として適用する(宥恕規定あり。)。

### 5. 税額控除の順序 -3点-

- (1) 税額控除は合計課税所得金額(課税総所得金額,課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいう。)に係る所得割額,課税短期譲渡所得金額に係る所得割額,課税長期譲渡所得金額に係る所得割額,上場株式等に係る課税配当所得の金額,株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得割額,先物取引に係る課税維所得等の金額に係る所得割額から順次控除する。[2]
- (2) 調整控除の適用があるときは、まず調整控除を先に行う。 1

#### ▶予想配点◀

解答中に記載してあります。第一問の配点は50点ですが、問1及び問2の配点の内訳は不明です。

問1及び問2の配点をそれぞれ25点と仮定していますが、各項目についての配点は、あくまでも参考にしてく: ださい。 

.....

### ▶合格ライン◀

第一問は、問1・問2共に基本理論ではあるが、本試験対策理論には該当しないため、内容的には平易である が、高得点は難しいかもしれない。しかし、内容を計算的に記述することは可能と思える。所得税学習経験者は 有利な展開になろう。

\_\_\_\_\_\_

合格ラインは、38~40点と予想される。

# 第64回税理士試験 住民税

# Z-64-I[第二問]解答

### 〇甲及び甲の家族の税額

氏 名	平成26年度分として	平成26年度分として納付すべき税額の内訳		
	納付すべき税額の合計額	県民税	市民税	
甲	293, 720	117, 020	176, 700	1
甲の妻	233, 300	92, 800	140, 500	1
甲の長男	137, 000	54, 300	82, 700	1
甲の長女	9, 500	3, 300	6, 200	1
甲の長女の夫	1, 064, 800	425, 400	639, 400	1
甲の母	142, 700	56, 600	86, 100	1

氏 名	特別徴収された	特別徴収された平成25年度分の税額の内訳		
	平成25年度分の税額	県民税	市民税	
甲	726, 700	307, 600	419, 100	1
甲の妻	4, 050	4, 050	0	1
甲の長男	0	0	0	
甲の長女	0	0	0	
甲の長女の夫	0	0	0	
甲の母	0	0	0	

#### ○計算過程

【甲 <i>0</i> .	)税額】
---------------	------

I 各種所得の金額

給与所得 4,260,000

(1) 2,700,000+3,300,000=6,000,000

(2) 6,000,000 $\times$ 20%+540,000=1,740,000

(3) (1)-(2)=4, 260, 000

退職所得 -

分離課税に係る所得割が課税されるため除外

譲渡所得

(1) 上場分

(株式等·上場) 740,000

① c株式 351,000-(124,000+5,000)=222,000

③ ①+②=940,000

(2) 未公開分 (e株式)

 $189,000 - (384,000 + 5,000) = \triangle 200,000$ 

(3) (1)+(2)=740,000 (上場分)

II 課税標準

総所得金額 4,260,000

株式等に係る譲渡

740,000

合 計 5,000,000

#### Ⅲ 所得控除

社会保険料控除 734,000

生命保険料控除 67,500 ② (1) 旧生保 120,000 >70,000  $\therefore$  35,000

(2) 旧個人  $27,500+(60,000-40,000)\times\frac{1}{4}=32,500$ 

(3) (1)+(2)=67,500

地震保険料控除 20,500 ② (1) 旧長期 5,000+(11,000-5,000)×  $\frac{1}{2}$  =8,000

(2) 地 震  $25,000 \times \frac{1}{2} = 12,500$ 

(3) (1)+(2)=20,500

医療費控除 0 (30,000+40,000)-100,000<0 ∴ 0

**※** 100,000 < 5,000,000 × 5 % ∴ 100,000

雑 損 控 除 0 ② 158,000-5,000,000×10%<0 ∴ 0

基 礎 控 除 330,000 合計 1,152,000

# IV 課税所得金額

課税総所得金額 3, 108, 000 4,260,000-1,152,000=3,108,000

株式等に係る課税譲渡所得等の金額 740,000

# V 所得割額

- 115, 520 (1) X県民税
- (2) Y市民税 173, 280
- 1 算出所得割額
- (1) 課総 3, 108, 000×  $\left\{ \begin{array}{ll} 4\,\% & =124,320 \\ 6\,\% & =186,480 \end{array} \right.$
- (2) 株式等  $740,000 \times \begin{cases} 1.2\% = 8,880 \\ 1.8\% = 13,320 \end{cases}$
- (3)  $(1)+(2)=\begin{cases} 133,200\\ 199,800 \end{cases}$
- 2 調整控除額

3, 108, 000 > 2, 000, 000

50,000+0-(3,108,000-2,000,000)<50,000  $\therefore$  50,000

 $50,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2\% = 1,000 (県) \\ 3\% = 1,500 (市) \end{array} \right\}$  [2]

- 3 住宅借入金等特別税額控除額
  - (1)  $150,000,000 \times 1\% 136,500 = 13,500$
- (2)  $2,340,000 \times 5 \% > 97,500$   $\therefore 97,500$
- (3) (1)<(2)

$$13,500 \times \left\{ \begin{array}{c} \frac{2}{5} = 5,400 \\ \frac{3}{5} = 8,100 \end{array} \right\} \boxed{2}$$

### 4 株式等譲渡所得割額控除額

940,000 × 3 % = 28,200

$$28,200 \times \left\{ \begin{array}{c} \frac{2}{5} = 11,280 \text{ (県)} \\ \frac{3}{5} = 16,920 \text{ (市)} \end{array} \right\} \boxed{2}$$

5 
$$1-2-3-4=\begin{cases} 115,520\\ 173,280 \end{cases}$$

# VI 均等割額

- (1) X県民税
- 1,500
- (2) Y市民税
- 3, 500

### VII 県民税及び市民税の額

- (1) X県民税
- 117, 020
- (2) Y市民税
- 176, 700

# $V + VI = {117,020 \atop 176,700}$ 〔百円未満切捨〕

# 【甲の妻の税額】

### I 各種所得の金額

不動産所得

2,624,000

3,264,000-640,000=2,624,000

配当所得

(総合)

20,000

(申告分離) 135,000

63,000+72,000=135,000

## II 課税標準

総所得金額 2,644,000

2,624,000+20,000=2,644,000

上場株式等に係る配当所得の金額

135,000

2,779,000

## Ⅲ 課税所得金額

課税総所得金額 2,314,000

2,644,000-330,000=2,314,000

上場株式等に係る課税配当所得の金額

135,000

# IV 所得割額

(1) X県民税

91, 320

(2) Y市民税 137,020

1 算出所得割額

(1) 課総 
$$2,314,000 \times \begin{cases} 4\% = 92,560 \\ 6\% = 138,840 \end{cases}$$
 (2) 上場配当  $135,000 \times \begin{cases} 1.2\% = 1,620 \\ 1.8\% = 2,430 \end{cases}$ 

(2) 上場配当 
$$135,000 \times \begin{cases} 1.2\% = 1,620 \\ 1.8\% = 2,430 \end{cases}$$

(3) 
$$(1)+(2)=\left\{\begin{array}{c} 94,180\\ 141,270 \end{array}\right.$$

### 2 調整控除額

2, 314, 000 > 2, 000, 000

50,000 - (2,314,000 - 2,000,000) < 50,000  $\therefore$  50,000

$$50,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2 \% = 1,000 \\ 3 \% = 1,500 \end{array} \right.$$

3 配当控除額

$$20,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 1.2\% = 240 \\ 1.6\% = 320 \end{array} \right\} \boxed{2}$$

4 配当割額控除額

 $63,000 \times 3\% + 72,000 \times 3\% = 4,050$ 

$$4,050 \times \left\{ \begin{array}{c} \frac{2}{5} = 1,620 \\ \frac{3}{5} = 2,430 \end{array} \right\} \boxed{2}$$

5  $1-2-3-4=\begin{cases} 91,320\\ 137,020 \end{cases}$ 

# V 均等割額

- (1) X県民税
- 1, 500
- (2) Y市民税
- 3, 500

# VI 県民税及び市民税の額

- (1) X県民税 92,800
- 140, 500 (2) Y市民税
- $IV + V = {92,800 \atop 140,500}$  [百円未満切捨]

### 【甲の長男の税額】

### I 各種所得の金額

- 給与所得 2,868,000
- (1) 4, 260, 000
  - (2)  $4,260,000 \times 20\% + 540,000 = 1,392,000$
  - (3) (1)-(2)=2,868,000

## II 課税標準

総所得金額 2,868,000

#### Ⅲ 所得控除

社会保険料控除

456,000

生命保険料控除 52,000

(1) 新生保 102,720>56,000 ∴ 28,000

(2) 新個人  $22,000+(40,000-32,000)\times\frac{1}{4}=24,000$ 

(3) (1)+(2)=52,000

医療費控除 64,000 2 (106,000+58,000)-100,000=64,000

 $\times$  100,000<2,868,000×5% : 100,000

寡 夫 控 除 260,000 2 死別・課税標準の合計額が38万円以下の子あり

2,868,000≤5,000,000 ∴ 寡夫に該当

配 偶 者 控 除 330,000

0 ≦380,000 ∴ 該当

基 礎 控 除 330,000

1, 492, 000

### IV 課税所得金額

課税総所得金額 1,376,000 2,868,000-1,492,000=1,376,000

### V 所得割額

- (1) X県民税 52,840
- (2) Y市民税 79,260
- 1 算出所得割額
  - 1, 376, 000  $\times$  { 4 % = 55, 040 6 % = 82, 560
- 2 調整控除額
  - $1,376,000 \le 2,000,000$

$$50,000+10,000+50,000=110,000<1,376,000$$
  $\therefore$  110,000

$$110,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2 \% = 2,200 \\ 3 \% = 3,300 \end{array} \right\} \boxed{2}$$

$$3 \quad 1 - 2 = \begin{cases} 52,840 \\ 79,260 \end{cases}$$

# VI 均等割額

- (1) X県民税
- 1,500
- (2) Y市民税
- 3,500

# VII 県民税及び市民税の額

- (l) X県民税
- 54, 300
- (2) Y市民税 82,700
- $V+VI = {54,300 \brace 82,700}$  (百円未満切捨)

### 【甲の長女の税額】

# I 所得割額

- (1) X県民税
- 1,800
- 1 各種所得の金額・総所得金額
- (2) Y市民税 2,700
- 1,350,000-50,000-500,000=800,000 (一時所得)
- ※ 宝くじの当選金は非課税

$$800,000 \times \frac{1}{2} = 400,000$$
 (総所得金額) [2]

### (所得割の非課税判定)

400,000>350,000 : 課税

2 課税総所得金額

$$400,000 - 330,000 = 70,000$$

- 3 所得割額
- (1) 算出所得割額  $70,000 \times \begin{cases} 4\% = 2,800 \\ 6\% = 4,200 \end{cases}$
- (2) 調整控除額

 $70,000 \le 2,000,000$ 

50,000 < 70,000 : 50,000

50,000 
$$\times$$
  $\left\{\begin{array}{l} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{array}\right.$ 

(3) (1)-(2)=  $\begin{cases} 1,800 \\ 2,700 \end{cases}$ 

### Ⅱ 均等割額

- (1) X県民税 1,500
- (2) Y市民税 3,500

#### Ⅲ 県民税及び市民税の額

(1) X県民税 3, 300

 $I + II = \begin{cases} 3,300 \\ 6,200 \end{cases}$ 6, 200 (2) Y市民税

### 【甲の長女の夫】

#### I 所得割額

423, 954 (l) X県民税

(2) Y市民税 635, 931 1 各種所得の金額・総所得金額

※ 16,281,000-2,450,000=13,831,000(給与所得・総所得金額)

**※** 16, 281, 000 > 15, 000, 000 ∴ 2, 450, 000 2

### 2 所得控除額

- (1) 社会保険料控除 1,438,600
- (2) 生命保険料控除
  - ① 旧生保

$$27,500 + (68,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 34,500$$

② 介護医療

$$22,000 + (54,000 - 32,000) \times \frac{1}{4} = 27,500$$

- ③ ①+②=62,000 2
- (3) 基礎控除 330,000
- (4) (1)+(2)+(3)=1,830,600
- 3 課税総所得金額

13,831,000-1,830,600=12,000,000 (千円未満切捨)

- 4 所得割額
  - (1) 算出所得割額

12, 000, 000 
$$\times$$
 {  $4\% = 480,000$   $6\% = 720,000$ 

(2) 調整控除額

12,000,000>2,000,000

50,000 - (12,000,000 - 2,000,000) < 50,000  $\therefore 50,000$ 

$$50,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2 \% = 1,000 \\ 3 \% = 1,500 \end{array} \right.$$

(3) 寄附金税額控除額

 $50,000+152,000+50,000=252,000<13,831,000\times30\%$ 

① 基本控除額

$$(252,000-2,000) \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% = 10,000 \\ 6\% = 15,000 \end{array} \right.$$

② 特例控除額

$$\{(50,000+152,000)-2,000\} \times 56.307\% = 112,614$$
  
 $(50,000+152,000)-2,000\} \times 56.307\% = 112,614$ 

イ 県民税

(4) 
$$112,614 \times \frac{2}{5} = 45,045.6$$

- (p)  $(480,000-1,000) \times 10\% = 47,900$
- ( $\land$ ) ( $\if$ ) < ( $\if$ ) : 45,045.6
- 口 市民税

(4) 
$$112,614 \times \frac{3}{5} = 67,568.4$$

- (p)  $(720,000-1,500) \times 10\% = 71,850$
- ( $\land$ ) ( $\not$ ) < ( $\mathfrak{p}$ )  $\therefore$  67, 568. 4
- ③ ①+②= $\left\{ egin{array}{ll} 55,046 \\ 82.569 \end{array} \right\}$  (円未満切上) ②
- $(4) \quad (1)-(2)-(3) = \begin{cases} 423, 954 \\ 635, 931 \end{cases}$

# II 均等割額

- (1) X県民税
- 1,500
- (2) Y市民税
- 3, 500

### Ⅲ 県民税及び市民税の額

- (1) X県民税 (2) Y市民税
- 425, 400
- 639, 400
- $I + II = {425,400 \atop 639,400}$  (百円未満切捨)

### 【甲の母の税額】

I 各種所得の金額

雑 所 得

918,000 2,118,000-1,200,000=918,000

譲渡所得

(総合短期) 1,195,000

(1) 総合短期(特許権)

2,500,000 - (300,000 + 120,000) = 2,080,000

- (2) 総合長期
  - ① 骨董品

380,000 - (330,000 + 5,000) = 45,000

 $200,000 - (600,000 + 30,000) = \triangle 430,000$ 

- ③  $1+2=\triangle 385,000$
- (3) (1)+(2)-500,000=1,195,000 2

※ 書画の譲渡損はないものとみなす 2

II 課税標準

総所得金額 2,113,000 918,000+1,195,000=2,113,000

Ⅲ 所得控除

社会保険料控除 84,800

生命保険料控除 30,000 27,500+(50,000-40,000)×  $\frac{1}{4}$  =30,000

医療費控除

0 180,000-180,000=0

寡 夫 控 除

260,000 2 死別で、合計所得金額500万円以下 : 該当

330,000

704, 800

### VI 課税所得金額

課税総所得金額 1,408,000 2,113,000-704,800=1,408,000 (千円未満切捨)

### V 所得割額

- 55,120 1 算出所得割額 (l) X県民税
- (2) Y市民税 1, 408, 000  $\times$  { 4% = 56, 320 6% = 84, 48082,680
  - 調整控除
    - $1,408,000 \le 2,000,000$
    - 50,000+10,000=60,000<1,408,000  $\therefore$  60,000

$$60,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2 \% = 1,200 \\ 3 \% = 1,800 \end{array} \right\} \boxed{2}$$

 $3 \quad 1 - 2 = \begin{cases} 55,120 \\ 82,680 \end{cases}$ 

# VI 均等割額

- 1, 500 (1) X県民税
- (2) Y市民税 3,500

# VII 県民税及び市民税の額

 
 (1) X県民税
 56,600

 (2) Y市民税
 86,100
  $V + VI = {56,600 \atop 86.100}$  (百円未満切捨)

# 【甲の平成25年度分の特別徴収税額】

- I 分離課税に係る所得割額
  - 1 H25.5/15 A社特別徴収税額

$$(12,870,000-8,000,000) \times \frac{1}{2} = 2,435,000$$

- ※ H 5.12/10~H25.5/15 → 19年5月6日 ∴ 20年
  - 400,000×20年=8,000,000

$$2,435,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% = 97,400 \\ 6\% = 146,100 \end{array} \right.$$

- 2 H25.12/20 B社特別徴収税額
  - (1) 特定役員退職手当等
    - (1) 5, 400, 000
    - $200,000 \times 3 \mp +400,000 \times (4 \mp -3 \mp) = 1,000,000$ 
      - ※1 H22.6/1~H25.12/20 → 3年6月20日 ∴ 4年(切上)
      - ※2 H22.6/1~H25.5/15 → 2年11月15日 : 3年(切上)
    - (3) (1)-(2)=4,400,000
  - (2) 一般退職手当等
    - ① 12,870,000
    - (2) 8, 000, 000+700, 000×(21年-20年)-1, 000, 000=7, 700, 000
      - ※ 19年5月6日+7月5日 → 20年11日 ∴ 21年
    - (3)  $\{(1)-(2)\}\times \frac{1}{2} = 2,585,000$
- (3) (1)+(2)=6,985,000

6, 985, 000 × 
$$\left\{ \begin{array}{l} 4\% = 279, 400 \\ 6\% = 419, 100 \end{array} \right.$$

(4) 
$$\left\{ \begin{matrix} 279,400-97,400=182,000 \\ 419,100-146,100=273,000 \end{matrix} \right.$$

$$3 \quad 1+2 = \left\{ \frac{279,400}{419,100} \right\} \boxed{2}$$

II 株式等譲渡所得割額

940,000 × 3 %=28,200

$$\text{III} \quad \text{I} + \text{II} = \left\{ \begin{array}{l} 307,600 \\ 419,100 \end{array} \right.$$

### ▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

### ▶合格ライン◀

今回の出題は、問題資料が実質的に3.5ページと、例年の問題資料よりやや多く、家族の税額計算のボリュームも多かった。しかし、内容的には平易な出題だった。

.....

,....

高得点を狙うには75分の解答時間を要するであろう。

また、各納税者の計算をうまく短縮して行数を意識して答案作成しないと、答案用紙が足りない恐れがあるので記載方法にも注意が必要であった。

第二問の合格ラインは、40~42点程度となろう。

第一問、第二問の合計得点での合格ラインは、78~82点程度と考えられる。

## ●おわりに

暑い最中の税理士試験、ご苦労様でした。

皆様の1年でも早い官報合格を心から祈ります。

# 【解答速報ご利用にあたっての注意事項】

解答速報のご利用につきましては、以下の内容をご確認・ご了承のうえご利用ください。

- ●解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・合否)について保証するものではございません。
- ●解答速報の内容につきましては将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- ●解答速報は、TAC(株)の予想解答です。解答に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了解ください。
- ●解答速報の著作権はTAC(株)に帰属します。許可無く一切の転用・転載を禁じます。